

出席委員 天利委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、横手委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 大澤教育長、内田教育次長
高橋教育政策課長、押味専任主幹、千野副主幹、山口副主幹、小林主査
黄木学校教育課長、桑原指導主事、畠山指導主事、西ヶ谷副主幹、新藤副主幹、
水越教育施設給食課長、小宮主査、井上主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第44号 令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第45号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第46号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第47号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第48号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和4年9月16日
午前9時00分 開会

【天利委員長】 皆さん、おはようございます。それでは、決算特別委員会4日目になります。最後の4日目でございますので、本日は朝一番から教育委員会の審査に入りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩といたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。
教育委員会の審査に入る前に大澤教育長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大澤教育長。

【大澤教育長】 皆さん、おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、連日のご審査、本当にありがとうございます。今、コロナ禍の中で学校は様々な制約の下、教育活動を展開しています。過去2年間は子どもたちが最も楽しみにしていた宿泊を伴うキャンプや修学旅行が中止になりました。しかし、今年度は5月から6月にかけて中学校3校が関西方面への修学旅行に無事に行ってきました。また、今週、9月11日から本日まで小学校が日光方面へ、寒川小学校からスタートして、本日、南小学校が夕方に戻ってくる予定でございますが、何とか無事に修学旅行が実施できております。修学旅行の期間は天候にも恵まれましたが、何よりもコロナによる発熱な

どもなく、無事に実施することができています。恐らく、どの児童生徒にもすばらしい思い出がたくさんできたのではないかなと思っております。おかげさまで学校にも、少しずつでございますが、以前のような活気が戻ってきたように感じております。

いよいよ、最後になりましたが、教育委員会所管の令和3年度決算のご審査をお願いするわけでございます。所管が3課にまたがっておりますので、時間が少しかかるかもしれませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、私は、この後、自席で聞かせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ありがとうございます。ここをもちまして、暫時休憩といたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、教育委員会の審査に入りたいと思いますので、執行部の説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 おはようございます。それでは、教育委員会所管の教育費の令和3年度決算のご審査をお願いいたします。

予算科目の1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費につきましては、教育委員会3課、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課で所管するとともに、4項社会教育費につきましては、教育政策課と教育施設給食課が所管しております。5項保健体育費につきましては教育施設給食課が所管しておりますが、基本的には同一科目の中に所管課が混在する形となっております。したがって、説明につきましては教育政策課長が一括して行い、質疑につきましては出席職員で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課の令和3年度決算についてご説明申し上げます。説明に当たりましては、決算書のほかにタブレットの010教育政策課・学校教育課・教育施設給食課及び決算特別委員会説明資料に基づいてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、説明資料につきましては教育委員会3課を合わせたものとなっております、担当課名を各ページの右上の括弧内に記載をしております。括弧の記載がないページにつきましては複数の所管課が混在するところがございます。

それでは、決算書は95ページから100ページ、10款教育費1項教育総務費の1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料については57分の2ページをご覧ください。決算書は95、96ページでございます。教育委員会関係事務経費については教育委員会の運営等に係る経費で、教育委員会委員4人の報酬、委員の出張旅費、各種行事、大会などへの交際費のほか、負担金補助及び交付金は県市町村教育委員会連合会への負担金でございます。なお、執行残については備考欄に記載のとおりでございます。こちらは特定財源はなく、全額一般財源でございます。

なお、この後、教育委員会所管の約50事業についてご説明させていただく予定でございます。説明をできるだけ簡潔にするため、特定財源がなく、全額一般財源の事業につきましては財源の説明を省略さ

せていただければと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3ページをご覧ください。表彰関係経費については教育委員会表彰等に係る経費でありまして、多年にわたり教育の振興や発展に貢献、または競技会などで優秀な成績を修められた個人や団体に対し、毎年表彰を行っているものであり、令和3年度はコロナ禍により表彰式は開催できませんでしたけれども、個人で1名と2つの団体を表彰いたしました。なお、執行残については備考欄に記載のとおりでございます。

次に、決算書の97、98ページの2目事務局費でございます。資料は4ページをご覧ください。職員給与費については、教育長及び教育次長と社会教育担当を除く教育政策課職員の計6名のほか、学校教育課職員の11名、そして、教育施設給食課職員の9名の人件費でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。本経費の特定財源でございますが、歳入番号1、市町村移譲事務交付金については1万5,000円を給料に充当してございます。

次に、5ページ、事務局経費につきましては教育政策課の事務経費でございます。教育長及び教育政策課教育政策担当職員の旅費、参考資料購入等の消耗品費、県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の6ページ、こちらは学校教育課所管の事務局経費でございます。主な内容といたしましては、寒川小学校、小谷小学校及び寒川東中学校の学校運営協議会委員23名分の報酬、学校読書指導員4名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料、職員の出張旅費のほか、校外学習等に係る保険料や学校に配置した会計年度任用職員20名分の健康診断委託料、新型コロナウイルス感染症感染拡大により小・中学校の修学旅行が中止となったことによるキャンセル料などがございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の7ページ、こちらは教育施設給食課所管の事務局経費でございます。報酬及び職員手当等については、産前休暇中の職員の代替として雇用した会計年度任用職員分でございます。また、教育施設給食課における施設関係の会議出席等の旅費を予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにより会議等が中止、リモート開催となったため、一部執行残となったものがございます。

次に、資料の8ページ、学校保健関係経費については各種委員や就学时健診に係る医師への謝礼のほか、就学时健診用の消耗品費や学校保健に関わる委託料、地区学校保健会等の負担金などとなっております。執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の9ページ、教職員人事管理経費でございますが、需用費の消耗品費は、教職員勤怠管理ソフト及び小・中学校用防災ヘルメットを購入したものでございます。委託料は、県費教職員の福利厚生事業及び健康診断に係る経費でございます。使用料及び賃借料は、遠足等で引率する教員が利用する施設に入場するための入場料で、執行残については記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金については学校現場における衛生推進者養成講習会の受講料や防火責任者養成講習の受講料を計上しておりましたが、防火責任者養成講習会については新型コロナウイルス感染症の影響で講習会の回数が減り、申込みを行った講習会が申込人員に達し、受講できなかったため、全額執行残となっております。

次に、資料の10ページ、学校適正化検討事業費については、寒川町公共施設再編計画での検証結果を

受けて令和3年度より設置した町立小・中学校適正化等検討委員会に係る経費で、学識経験者など、検討委員会委員10名分の謝礼のほか、子どもたちにとって良好な学校教育環境の実現に向けた学校再編について、保護者、教職員、一般町民の意向を把握するために実施したアンケート調査の郵送料でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続きまして、11ページの義務教育施設整備事業基金積立金については義務教育施設を整備する際の資金とするための基金でございます。令和3年度は当該基金の定期預金利子のみを積み立てております。

下段の表をご覧ください。特定財源の関係でございますけれども、歳入番号1、決算書は41、42ページの下段、1節利子及び配当金のうち義務教育施設整備事業基金利子180円を全額積立金に充当してございます。

続きまして、資料の12ページ、奨学金基金繰出金でございますが、こちらは同基金の預金利子を繰出金として基金に積み立てるものでございます。

下段の表をご覧ください。本繰出金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書41、42ページの下段、1節利子及び配当金のうち奨学金基金利子1,376円を全額繰出金に充当しております。奨学金につきましては、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に貸与することで就学を奨励しております。令和3年度は、修学資金として1名に貸与し、そのほか、令和4年4月に高等学校に入学する際の入学準備金として1名に貸与いたしました。なお、令和3年度中の返還者につきましては14名でございました。

次に、3目教育研究室費に移ります。決算書は引き続き、97、98ページでございます。説明資料につきましては13ページをご覧ください。教職員の資質向上事業費につきましては若手教員を中心に指導方法に関する支援、助言を行うため、学校に教育フロンティア専門指導員2名を配置するための報酬などのほか、研究冊子を作成するための用紙代、茅ヶ崎・寒川地区の小学校と中学校の教育研究会や地区校長会等への交付金、分担金を支出し、教職員の研究や子どもたちの文化活動を支援いたしました。また、教育研究室の主催事業として教育研究員研究会という組織を設け、小・中学校の教員から研究員を募り、様々な教育課題について1年間研究を行い、その研究成果を発表することにより、各校へ成果を還元しております。執行残につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

下段の表をご覧ください。特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は41、42ページの中ほどになります。2節教育研究費委託金のかながわ学びづくり推進地域研究事業委託金41万7,000円につきましては県からの委託金でございます。さむかわ学びっ子育成事業公開研究会や講演会の講師謝礼に充てております。なお、補助率につきましては10分の10でございます。

次に、資料の14ページ、教育相談事業費については、教育研究室における相談といたしまして、指導主事による日常的な教育相談のほか、臨床心理士2名による教育相談を実施いたしました。さらに訪問相談指導員1名、大学生のメンタルフレンド2名、巡回相談員1名を配置し、訪問相談などに当たるとともに相談指導教室において定期的に相談を実施いたしました。相談に関する主な支出は相談員等への謝礼や相談指導教室の運営に係る経費でございます。また、委託料につきましては平成26年度からスタートさせたネットパトロールのための経費でありまして、インターネット上に存在する学校非公式サイト等を検索、監視し、町教委がその報告を受け、各学校にその内容を伝えるとともに、ケースに応じた

対策を講じてきたところでございます。

続きまして、資料の15ページ、教育調査研究事務経費については教育研究のための調査や資料の収集及び提供等を行うための経費で、事業費については教育関係図書資料等を購入するための消耗品費、使用料及び賃借料はビデオプロジェクタ等の借上料、負担金補助及び交付金については県教育研究所連盟への負担金でございます。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。

ここで一旦説明を区切らせていただきまして、これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま、教育総務費の説明が終わりました。質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

青木委員。

【青木委員】 8ページの学校保健関係経費なんですけど、下の備考欄に書いてある、新型コロナウイルス感染症の影響により健診器具の種類を削減したことによる減と書いてあるんですけども、その辺のところの説明を、もう少し詳細にお聞かせ願えますでしょうか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 こちらは記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりというふうになっておりますが、具体的に申しますと、就学時健診、要するに、小学校に入学される前のお子さんたちへの健診ですとか、また、各小・中学校での健康診断というところの中で、特に口の中を開けて、歯間というんですか、鉄のそういった物で見たりするというようなところは、どうしても口を開けての形になりますので、感染のおそれがある場合についてはそういった診断を控えるということにしています、その際の鉄の器具、それは一人一人に使うものなんですけれど、そういったものを使わなかったりといった部分での報告を聞いております。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 ということは、そういうものが使えなかったのでできなかったということなんですけど、それに代わるようなことというのはもうできないので、そのままということになってしまうんですか、対象者の方に対してということなんですけど。その辺のところをちょっとお聞かせください。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 その点につきましては、校医の先生方としっかりと学校または教育委員会の担当とも話をしまして、医療上、そういった部分では問題ないというところと、また、今後、そういったところでさらにしっかり見ていくというところでお話をいただいているところでございます。

以上です。

【天利委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほど確認をさせていただきたいと思いますが、まず6ページのところで、

学校運営協議会を令和3年度で小学校2校、中学校1校に設置する予定でしたが、設置できなかった。これは理由として、コロナ感染症の拡大があったからということで、それはそれで今年度しっかり動いていただいていると思うので、そこはいいとして、既に学校運営協議会がスタートして数年たっております。設置してあるところの教育委員会としての活動での評価ですとか、それから、しっかりと運営協議会として機能がされているかどうか、この3年度までを通して、どういった評価をされているのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、10ページです。学校適正化検討委員会が、備考を見ると11月以降の開催ということで半年間開催できなかった。理由としてはコロナの影響だから、それは致し方がないということは置いておいて、活動が半年間となってしまったことによって、何か検討委員会の進行に不都合が起きたのかどうか、令和3年度の中で検討をしなければいけないことについて何か影響があったのかどうかというところの見解をお聞かせいただきたいのと、あと、保護者等向けにアンケート調査を行いましたということでありました。学校適正化に向けたアンケート調査ということで、どのような意見が多かったのか、それから、その意見を令和3年度の中で教育委員会の中で様々な分析等も行ったと思いますけれども、これから3年度の中で検討して、今後どのように進めていくか等の検討がどのようにされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目のコミュニティ・スクールの活動に対する委員会での評価ということでございましたけれど、まさに黒沢委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響というのはなかったとは言えなかったと考えております。そういったところでは、学校も委員会もなかなか思ったように活動ができていないなというところで、じくじたる思いをしているところでございます。

ただ、やはり、まずは子どもたちの活動を優先ということを我々も学校もやっていますので、子どもたちと実際にコミュニティ・スクールでこういった活動を地域の人たちとやっというところは、なかなか外部の方を入れての感染というのは非常にリスクが高くなるので、そういった部分ではできないのですが、コミュニティ・スクールの役割の1つとして、学校経営方針の承認というところがございませう。そういった部分はしっかり各校やっといういただいて、なおかつ、それぞれ、委員さんと学校の管理職の部分で、学校における課題が様々浮き上がっているところですが、そういった部分を情報共有しながら、今後のどういった活動につなげていけるかというところを話し合っといういただいて、今、現段階で子どもたちとの実際の活動ができない中でも、それに向けた準備というところでやっというところではございませう。ただ、今後、新型コロナウイルス感染症の動向というか、状況がどうなるか分かりませんが、徐々にそういった活動、子どもたちと地域の方々が接せれるような状況になれば、そういった部分を具体的に進めていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 2点いただきましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず、適正化検討委員会の開催が今年の11月以降になってしまったということでございませうけれども、理由につきましては、委員からもご指摘がありましたとおり、コロナの感染拡大があったということが

ございまして、なかなか対面での、やはり大事な小・中学校の再編の関係でございまして、書面でやっていくというのは極力避けたいという意向もございまして、対面でということ、時期としては11月になってしまったんですけれども、当初は、委員会をまず開いて、いろいろな意見をいただいたことによってアンケート調査をやっていたほうがいいのかという考えを持っていたんですけれども、コロナの状況でなかなか対面開催ができなかったので、時間を空費してしまうのも避けなければいけないということで、そういう状況の中でもできることということでちょっと考え方を変えまして、アンケート調査をまず実施するというふうにいたしました。ですので、それを昨年10月に行いまして、その結果を基に、逆に11月以降の検討委員会での皆さんがどうのお考えをお持ちなのかということ踏まえた上での議論にいただいたということでございます。確かに当初の予定よりもスケジュールが後ろ倒しになってしまったので、そこは影響が出ないようにしなければいけないということで、改めて、おおむね2年間のスケジュールということで立て直しましたので、そういう意味では、影響が出ない形でスケジューリングをしたということでございます。

それから、2点目の、では、アンケートでどのような声があったのかということなんですけれども、アンケートはいろいろ項目を設定いたしました。まず、期待する子どもの将来の姿とか力を入れるべき取組という質問をさせていただいたところ、やはり声が大きかったのが教育の目的である人格の完成につながる心身ともに健康的な成長を望むという声が非常に多かったです。また、予測困難な時代を生き抜くための基礎学力等を育むこと、また、そのための学校としての取組ということを求める声が非常に多かったというのが、まず1つございます。それから、学校の中の1クラス当たりの人数については、これの中では一番、1クラス当たり30人を望むという声が多数あったということがございます。それから、関連いたしますけれども、1学年当たりの学級数については、やはり一定の規模があるということが非常に重要、クラス替えができるだけのまとまったクラス数があったほうが良いというような考え方がありましたので、小学校では1学年当たり3学級を望む声がアンケートでは多かった、中学校については1学年当たり4学級を望む声が最も多かったという結果が出ております。それから、通学の関係等は、適正規模、適正配置のほか、優先して配慮すべきことにつきましては、通学路の安全性ですとか学校までの距離が遠距離にならないようにすべきではないかといったお声もやっぱり出ておりました。また、子どもたちの学習環境をよくするために学校設備を充実、修繕ですとか改修という意味が込められていると思いますけれども、学校設備を充実することということも非常に重視されていることが分かった次第でございます。

そういったお声を受けまして、昨年度の成果としては、基本方針を立てたところでございますけれども、その中身としては、適正な学校の規模、小学校については1学年当たり2学級以上、中学校については免許外指導を生じないような各学年3学級以上という、そういったものですとか、あとは、その他の留意事項ということで、アンケートにもありましたけれども、通学時の安全ですとか校舎の安全、また、地域への配慮といったことですか、あとは、今後の新たな学校の形づくりということで、コミュニティ・スクールですとか小中一貫、少人数教育というものを方針としてアンケート結果を反映させてつくらせていただいたとございます。で、今はこの基本方針に基づいて、さらに詳細な、具体的な学校の再配置といたしますか、再編に向けての計画を行っているという状況でございます。

以上でございます。

(「はい、結構です」の声あり)

【天利委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 教育相談事業費のことで、いろいろと質問させていただきます。

まず、もし可能であればなんですが、相談件数とかって取っているのか、それから、主な相談内容がどういうものなのかをお聞かせください。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。教育相談というところで、様々、相談のほうを受けておるところでございます。昨年度、令和3年度のデータでございますが、全ての総合計の相談件数については3,783件となっております。主な内容の部分でございますが、不登校、家庭内暴力、友人関係、また、怠学、怠学というのは怠けのほうですけれど、そういった部分ですとか、あとは障害児就学等、また、そういったところで友人関係を含めての部分で悩みというところで、様々な指導主事ですとか、町の心理士、または専任教員、巡回相談員、訪問相談員と様々、いろんな窓口をつくりながら相談に乗っておるところでございます。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ちょっとすごい件数だなと思っちゃったんですけど、もちろん、小さなことから、恐らく、そこにも手を差し伸べていくということで、この件数になったと思うので、件数がどうこうというわけではないんですけども、すごく気になっているのが、まず、いじめというもの、明らかにいじめだという言葉が出てこなかったのが、友人関係という言葉の中に含まれちゃっていると思うんですが、明らかにいじめということで、これはもう完全に相談が来たというのは大体どのぐらいの数なのか。それと、親、それから児童生徒、どちらからの相談がどのぐらいの割合なのかというのが分かれば教えてもらえますか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、いじめに関しての部分は、3,783件中5件ということになっております。ただ、委員おっしゃるとおり、友人関係とか、そういった部分でトラブルというところがありますので、いじめに発展しかねないというところでは、早期にこういった相談に乗っていただいて対処させていただいているというところでは非常にありがたいなと思っています。

また、親御さんとお子さんというところは、そこはすみません、データを持っていないもので、ちょっと分からないのですが、ただ、印象としましては、やはり親御さんから町の相談窓口のほうにご連絡いただいたり、直接来られたりというところが非常に多いのかなと考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。実は、今一番思っているのが法律的なこと、いじめ防止のことで法律もできましたので、スクールロイヤーという、いわゆる弁護士ですね。法律の専門家を、それぞれ、配置していただくぐらいの状況にあったかなというような案件が見受けられたかどうかというのを、ち

よっと教えていただけますか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。スクールロイヤーについては、昨今、お隣の茅ヶ崎市さんでも報道等であったいじめ案件をきっかけに入れたりということで、我々も非常に興味を持っているところがございます。そういった中で、ただ、現状としましては、スクールロイヤーを必要とするような案件というのは幸いにもなかったというところですけど、ただ、ちょっと昨年度ではないのですが、今年度から、実は県の教育委員会のほうがスクールロイヤーの県としての配置というのを増員しまして、各市町村のほうからそういったニーズがあれば相談ということで活用できるような形になっておりまして、そういった意味でも、我々も、もしそういうことがあったら教育委員会ではなく、町全体で配置している弁護士さんがおりますけど、そこだけでなく、県の教育委員会の教育に特化したスクールロイヤーさんということの方にも相談できる体制ができてきたというところでは非常に心強いかなと。もしそういったことがあれば活用していきたいなということで、そこで活用するという、参画する部分は、県教育委員会に私どもも回答のほうはしておるところでございます。

以上です。

【天利委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。なければ、最後に……。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私からも教育相談事業費のところなんですけれども、先ほど、件数については教えていただきました。かなり多いなと思っているんですが、推移は分かりますかね。できれば、ちょっとコロナ前とコロナで比べたいなというところがあるので、令和元年辺りが分かるとうありがたいんですが、もし分からなかったら感覚で結構です。お答えいただければと思います。

様々、相談の内容というのはお答えいただいたんですが、親からのほうが多いというところで、児童生徒が直接相談に行く場合、入り口というのはどういうふうになっているのか。ちゃんと確保されているのかというところをお答えいただきたいと思います。

あと、大学生メンタルフレンド、これは多分、ここ数年で始まった相談内容だと思うんですが、これはどういったことを具体的にやっているのかというところ。最後、ネットパトロールをやっていると思うんですが、ネットパトロールの結果、何か問題であったり、懸念事項であったりが見つかったのかどうかということをお答えください。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 それではまず、教育相談関係、1点目のところをご回答させていただきたいと思います。

児童生徒の窓口というか、そういった流れでというところを、まずお話しさせていただきますけれど、町のほうでは、年度当初にチラシを配っております。様々な窓口を町の教育委員会でも設定しておりますので、そういったチラシを一人一人に配布しておりますので、そういった中で、子どもたちも直接お電話をかけたりということにはしやすくはしておるんですが、実際には数は少ないんですけど、児童生徒が直接というところでは、担任の先生とか、学校を通じてというところでのつながり、そういった部分が大きいかなと思っております。

あと、コロナ前との相談件数の増加というところでは、コロナの影響はあまりないのかなとは思いますが、ただ、昨今の教育課題、あと、家庭環境の社会的な部分も含めて、そういった複雑化したり多様化していくという中で、やはり問題という課題をお持ちの方も徐々に増えてきているのかなというように肌感覚があります。ですので、以前にも町の心理士の日数を数年前に増やしていただいたところです。現在も徐々にそういった部分、特に心理士へのニーズというのは増えているなど。心理士を頼って来る、そういった形で、スケジュールを組むのも非常になかなか苦労しているところがありますので、徐々に、そういった社会の流れの中で少しずつ件数が伸びてきているのかなという印象を持っております。

以上でございます。

【天利委員長】 桑原指導主事。

【桑原指導主事】 4つ目にご質問いただきましたネットパトロール事業についてお答えをさせていただきます。件数のほうは、令和3年度総計で4,040件のパトロールということで、令和2年に比べまして五百、六百件近く上がっているような状況で、年々上がっているところが見えてきております。パトロールの多くが個人SNSへの書き込みというところを、主に3,663件、アカウントにしますと371アカウントというところのパトロールを年間を通じて行ったところでございます。それ以外に学校非公式サイトというところで、年間総数で327件、23サイトのパトロールを行っているものです。

委員からのご質問でありました具体的な何か案件があったかということにつきましては、4,000件弱の書き込みの多くが氏名や学校名が分かってしまう、顔が認識されてしまうというような書き込み、あるいは写真の添付というものが多くなんですが、中には年間を通じまして、昨年度ですと緊急案件として2件、子どもの命に関わる問題ということでご報告を受けましたので、早急に委員会から情報入手しまして、委員会のほうから指導主事も学校のほうへ早急に向かいまして、学校と協力しながら対応したというのが昨年度は2件ございました。

以上となります。

【天利委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 私のほうからは、3つ目のメンタルフレンドの働き方についてお答えさせていただきます。相談指導教室に通っている児童生徒は、学校現場ではなかなか自分の思いや意見を口にすることができず、学校に通えなくなってしまうというような現状でございます。そのような児童生徒が大人に対してなかなか言えないようなことですか、つぶやきなどを学習指導教室での生活、それから学習支援などを行いながら年の近い大学生につぶやいたり話したりというようなことを相談に乗るという形とはちょっとイメージが違うかもしれないんですけども、カウンセリングマインドでもって児童生徒の気持ちを受け取る、受け入れるというような活動を行っております。実際に、相談指導教室にメンタルフレンドが来る日を選んで登校している児童生徒さんもいらっしゃいます。

以上でございます。

【天利委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 相談体制にしては、最後のメンタルフレンドのことも含めて、相談体制はかなり充実しているなどというところはしっかり認識させていただいているんですが、今の答弁を聞いて1つ思ったのは、やっぱり最初の相談の部分がちょっとどうなのかなと思ったところで、学校を通じて

という答弁があったんですが、それというのは多分、生徒児童が直接的に相談できずに、周りからその問題が見つかったケースというので学校を通じてというパターンが結構あるのかなと思っていて、年度当初にチラシを1人1枚ということもありましたけれども、年度当初に配ったチラシは、私だったら何日かでちょっとどこかへ行っちゃうなというところも、私だったらね、私がそういう性格なので。だから、そこら辺というのは、もうちょっと配慮というか工夫したほうがいいなというふうには思ったんですが、教育委員会の見解をお聞かせいただきたいと思います。

あと、ネットパトロールの件で、かなり件数は増えているということだと思うんですが、件数が増えているのと同時に、やっぱり高度化しているところもあると思うんですよ。だから、最近のトレンド、トレンドというのか分からないですけど、SNSというお言葉もありましたけれども、あと、私が聞いたことがあるのは、特定のアプリを使った誹謗中傷であったりとか、かなり高度化しているというところで、そういう時代の流れ、高度化に対してもしっかりと、これは委託なので業者ですかね、対応をいただいているのかどうか、そういう意識を教育委員会として持っていたいただいているのかというところをお答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の部分でございます。子どもたちへの周知というところでもございましたけれど、委員おっしゃるとおり、確かに年度当初だけでなく、年度が始まって途中でそういった課題を抱えたり、不安を抱えたりをするお子さんも確かにいるであろうというところで、年度当初では、あまりその存在を気にしていなかった、ただ1枚のチラシと思っていたものが途中ですごく意義を持つということもありますので、そういった年度途中での周知というところは、我々も確かにそういった部分もあるなというところで、考えてまいりたいと思います。また、学校のほうともそういった部分を相談しながら進めていきたいなと思っておりますので。ありがとうございました。

【天利委員長】 桑原指導主事。

【桑原指導主事】 ネットパトロールの高度化に対する対応ということでご質問を受けました。毎月、委託業者と指導主事が、その月の毎月の報告と併せて会議を行っております。その中で、新しく出てきたアプリの情報であったりとか、あるいは学校から懸念されているお話等をコミュニケーションを取りながら、対応できるものは対応していただけるように、こちらからの依頼という形をお願いしております。

ただ、お話を聞いている中では、やはり法律上の問題でどうしても入り込めない部分があるということで、パトロールを通じて分かった情報については速やかにお伝えするとともに、こちらは、それに対して早急に対応するというところは、お互いにそこは認識をしているところではございます。また、こちらで得た情報については学校のほうにも逐一情報提供ということでさせていただいているところです。

以上となります。

【天利委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩をいたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、教育委員会学校教育課、小学校、中学校費につきまして、説明に入りたいと思います。

執行部の説明を求めます。高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、決算書につきましては、99ページから102ページ、2項小学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明申し上げます。資料につきましては、16ページの小学校運営経費をご覧ください。

こちらは小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員5名、学校用務補佐員5名の計10名の報酬及び期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費は、会計年度任用職員の労働保険料、及び社会保険料と通勤手当でございます。需用費の被服費につきましては、学校用務補佐員の作業用長靴の購入を予定しておりましたが、在庫の活用等により対応することができたため、令和3年度の支出につきましてはなかったという状況でございます。役務費は5小学校の電話料、委託料は学校事務補佐員5名の健康診断に係る経費でございます。使用料及び賃借料は5小学校の電話機のリース料でございます。

次に、資料の17ページ、健康管理経費については、児童の健康管理に係る経費でありまして、主な内容は、学校医、薬剤師への報酬のほか、保健室用関係の消耗品費、教室等の環境衛生や児童の定期健康診断に係る検査委託料等でございます。また、児童を緊急に病院等に搬送するための自動車借上料もこちらから支出をしてございます。執行残については、記載のとおりでございます。

続いて、資料の18ページ、特別支援教育推進事業費については、特別支援学級における教育活動を補助するため、13名の補助員を配置するとともに、ふれあい教育支援員を8名配置し、支援を要する児童への支援を行いました。主な支出としては、特別支援学級補助員及びふれあい教育支援員の報酬や期末勤勉手当、労働保険料、校外学習随行に伴う旅費のほか、特別支援学級の授業用消耗品費や小谷小学校に設置しておりました、可搬型昇降機の点検手数料と借上料でございます。

次に、資料の19ページ、小学校管理運営経費については、学校設備備品の維持管理に係る経費でございます。主な内容は、報償費は卒業記念品の証書ホルダーの購入費、消耗品費は、衛生用品や事務用品、印刷機関連の消耗品及び児童用机、いすの購入費、燃料費は、ストーブ用の灯油などの購入費、印刷製本費については卒業証書の印刷代、光熱水費はプロパンガス及び都市ガス代でございます。役務費は、教室用カーテンのクリーニング代、委託料は、ごみの収集運搬費等、使用料及び賃借料については、印刷機やコピー機等の借上料などでございます。

次に、資料の20ページ、グローバル教育推進事業費でございますが、外国語教育の早期化、教科化に対して指導體制の充実を図り、質の高い外国語授業の展開と、学校生活全般における外国を使用する生活体験の創出などを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、令和3年度より、外国人指導者を各校1名配置いたしました。その外国人指導者、F L Tと略しておりますけれども、F L T 5名分の報酬、職員手当等、共済費及び旅費でございます。

次に、I C T教育の推進、機器の効果的な利活用を図るため、各校にパソコン教室用、特別支援学級用、校務用のパソコンのほか、プリンター、サーバー、プロジェクター、実物投影機を配備しております。パソコンの配備台数については、職員室に、小学校5校で153台、パソコン教室に各校43台ずつの

合計215台、特別支援学級用として、各校1台ずつとなっております。また、GIGAスクール構想により、全児童及び教職員にタブレット端末機が導入され、活用が図られているところでございます。委託料につきましては、校内ネットワークの点検及び中学校との兼務となるICT支援員2名分の配置費用でございます。

ICT支援員の業務といたしましては、ICT機器を活用した授業の機器操作補助や、ウイルス起因時の一時対応のほか、ICT事業で使用するハードウェア、ソフトウェアの操作指導や児童へのパソコン操作指導補助、機器チェック、不具合発生時のメーカーとの折衝などの役割を担い、情報モラルを含む情報活用能力とともに、知識、技能、思考力、判断力、表現力等の必要な資質、能力を育む教育の支援を行いました。なお、国の第1号補正予算に伴い、公立学校情報機器整備費補助金を活用して、ICTを活用した事業環境の高度化を進め、GIGAスクール構想の実現を図るために必要な消耗品費及び備品購入費については、翌年度に繰越してございます。

次に、資料の21ページ、小学校維持管理経費については、児童が安全安心かつ快適に学校生活を過ごせるよう、小学校施設の維持管理を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、維持管理用の部品の購入費などでございます。光熱水費は、小学校5校分の電気料と上下水道料でございますが、学校ごとの内訳につきましては、資料の一番お尻になりますけれども、57ページに令和3年度小中学校別、光熱水費の状況として整理してございますので、ご参照いただければと存じます。修繕料は、各校の消防設備や体育遊具、小谷小学校浄化槽、旭小学校非常階段などの修繕を実施したもので、計20件の修繕をいたしました。

次に、役務費は学校の浄化槽の清掃、点検検査手数料や水道水質検査手数料、小学校校舎等の保険である建物災害共済分担金でございます。委託料はトイレ清掃、学校警備、エレベーターの保守点検、自家用電気工作物保守業務、及び、緊急修繕に迅速に対応するための施設維持補修作業などのほか、感染症対応のため、国の交付金を活用して各校へ抗ウイルスコーティングを委託して実施した費用でございます。使用料及び賃借料は、寒川小学校にある学校用地の借上料と、寒川小学校及び一之宮小学校の給食用エレベーター機器のリース料でございます。なお、執行残については、記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は47、48ページ、建物災害共済金35万7,940円のうち、33万8,800円をガラス破損などの修繕料に充てており、残りの1万9,140円は、過年度分として一般財源としております。

歳入番号2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、抗ウイルスコーティング委託料に充ててございます。

続いて、資料の22ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。コロナ禍の学校において、安全な環境の下で子どもたちの学びの充実を図り、保護者の方も安心できるよう、感染症対策の強化を図ってまいりました。消耗品費では、マスクや消毒液、非接触型体温計、タブレット用抗菌タッチペン等の購入、また、備品購入費では、密閉、密集、密接の3密を回避し、子どもたちの学びの保障としての学習環境整備を図るため、プロジェクターやスクリーン、ワイヤレスアンプ等を購入いたしました。なお、国の第1号補正予算を活用し、学校の教育活動継続に際して、3密を回避し、児童、教職員等の感染症対策に必要な消耗品の購入に係る予算については、翌年度に繰越してございます。

下段の表をご覧ください。特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます、学校保健特別対策事業費補助金360万円は、新型コロナウイルス感染症対策消耗品及び備品購入費に全額充当しており、補助率については、2分の1でございます。

次に、決算書は引き続き、99、100ページの2目教育振興費に移ります。資料の23ページ、就学援助等事業費でございますが、内訳としては、要保護、準要保護家庭の児童の保護者に対する就学援助費と、小学校5校の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費がございます。まず、就学援助費については、認定者数が準要保護児童400名、要保護児童30名の合計430名、就学奨励費については、就学援助との重複児童等を除いた28名でございました。執行残については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、小学校費補助金にございます、要保護児童就学援助費補助金2万円と、特別支援教育就学奨励費補助金39万7,000円を扶助費に充てており、補助率はそれぞれ2分の1でございます。

次に、資料の24ページ、教育活動充実事業費については、学校教育に必要な教材や備品、図書を購入し、学習環境の充実、読書環境の整備を図るものでございます。報償費は、地域のせんせいへの講師謝礼、需用費は、学力向上の補助教材、教科や総合的な学習の時間等で使う消耗品の購入費や教材備品の修繕料のほか、ピアノの調律代、プリンターの借上料、教材備品及び図書備品の購入費などがございます。図書備品の購入では、5校合計で931冊を購入いたしました。執行残については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、まちづくり基金繰入金については、159万7,550円を備品購入費として、学校図書館の図書購入費に充てております。

次に、資料の25ページ、豊かな心・文化育成事業については、子どもたちの豊かな心を育むための各学校の芸術鑑賞教室に係る経費の一部を補助したところでございます。

次に、資料の26ページ、少人数教育推進事業費でございますが、各小学校で少人数学級、少人数学習を実施するための補充教員6名、及び、補助員2名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料及び通勤手当でございます。なお、小学校3学年において、少人数の35人以下学級編制の実施の該当校は、旭小学校の1校でございました。

以上で、2項小学校費の説明を終わります。

続きまして、決算書の101ページから104ページ、3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。なお、多分に小学校費と共通しているところがございますので、中学校の特徴的なところを中心に説明させていただきます。

タブレット資料は27ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは中学校に勤務をする学校用務員1名分の人件費でございます。他の2校については、学校用務補佐員として、会計年度任用職員を各1名、配置しております。

続いて、資料の28ページ、中学校運営経費でございますが、こちらは中学校3校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員3名と、学校用務補佐員2名の計5名の報酬と期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費については、この会計年度任用職員5名分の労働保険料、社会保険料と通勤手当でございます。役務費は、3中学校の電話料、委託

料は、中学校の学校事務補佐員3名分の健康診断にかかる費用でございます。使用料及び賃借料は、3中学校の電話機リース料でございます。

次に、資料の29ページ、中学校管理運営経費については、中学校の設備、備品の維持管理に係る経費でありまして、主な内容は小学校と同様でございます。執行残については、記載のとおりでございます。下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、株式配当金については、82万円を生徒の机、椅子の購入に充てております。

次に、資料の30ページ、健康管理経費については、小学校と同様、生徒の健康管理に要した経費でありまして、主な内容については、小学校と同様でございます。執行残については、記載のとおりでございます。

続きまして、資料の31ページ、特別支援教育推進事業費については、報酬や職員手当など、中学校の特別支援学級に7名の補助員を配置したことに伴う費用と、教科等で使用する消耗品の購入費でございます。執行残については、記載のとおりでございます。

続きまして、資料の32ページ、グローバル教育推進事業費につきましては、こちらも小学校同様、外国人指導者を各中学校に1名ずつ常駐させることにより指導体制の充実を図ったほか、委託料についても小学校同様、校内ネットワークの点検及び小学校との兼務となるICT支援員2名の配置費用でございます。また、パソコンの配備台数につきましては、職員室に中学校3校で95台、パソコン教室に各校43台ずつの合計129台、特別支援学級用として、各校1台ずつとなっております。なお、小学校同様、国の第1号補正予算に伴いまして、公立学校情報機器整備費補助金を活用して、ICTを活用した事業環境の高度化を進め、GIGAスクール構想の実現を考えるために必要な消耗品費、及び備品購入費については、翌年度に繰越しをしております。

次に、資料の33ページ、中学校維持管理経費でございますが、基本的には、小学校維持管理経費と同様でございます。学校ごとの内訳については、小学校分と同じく、資料の57ページに、光熱水費の状況として整理してございますので、ご参照いただければと存じます。また、修繕料については、各校消防設備修繕や旭が丘中学校漏水修繕など、合わせて10件の修繕をいたしました。委託料につきましては、通常の法定点検等に加え、小学校と同様に、抗ウイルスコーティングを実施したものでありまして、工事請負費については、寒川東中学校のバックネット補強工事を実施したものでございます。執行残については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、1,080万円を抗ウイルスコーティング委託料に充ててございます。

次に、資料の34ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、こちらも小学校同様、消耗品費では消毒液、非接触型体温計、タブレット用抗菌タッチペン等の購入、また、備品購入費では、3密を回避し、子どもたちの学びの保障としての学習環境整備を図るため、大型モニター等を購入いたしました。こちらも小学校同様に、国の第1号補正を活用いたしまして、学校の教育活動継続に際して、3密を回避し、生徒及び教職員等の感染症対策に必要となる消耗品の購入に係る予算については、翌年度に繰越しをしております。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は35、36ページの下

段、2節中学校費補助金にございます、学校保健特別対策事業費補助金、180万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策消耗品及び備品購入費に全額充当しておりまして、補助率は2分の1でございます。

次に、決算書は引き続き101、102ページ、2目教育振興費に移ります。資料については、35ページでございまして、就学援助等事業費でございますが、内容は小学校と同様でありまして、就学援助費については、認定者数が、準要保護生徒207名、要保護生徒20名の合計227名、就学奨励費については、就学援助との重複生徒等を除いた16名でございました。なお、執行残については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書35、36ページの下段、2節中学校費補助金にございます、要保護生徒就学援助費補助金1万2,000円と、特別支援教育就学奨励費補助金15万円を扶助費に充てており、補助率はそれぞれ2分の1でございます。

次に、資料の36ページ、教育活動充実事業費については、小学校と内容的にはほぼ同じでございますが、異なるものとしたしましては、地区中学校体育連盟へ負担金を支出してございます。なお、小学校同様、図書備品の購入では、3校合計で、1,151冊を購入いたしました。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、株式配当金については、48万円を寒川東中学校のプラスバンド備品の購入に充当してございます。歳入番号2、まちづくり基金繰入金については、175万8,481円を備品購入費として学校図書館の図書購入費に充てております。

次に、資料の37ページ、豊かな心・文化育成事業費については、小学校と異なるものとしたしましては、進路指導に関わる交付金、部活動振興を図るための補助金を支出いたしました。

最後になりますが、資料の38ページ、少人数教育推進事業費については、各中学校で少人数学習を実施するための補充教員3名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料及び通勤手当でございます。

以上で、3項中学校費の説明を終わります。

ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、よろしくご審査のほどお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま、学校教育課、小学校、中学校費の説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願ひいたします。タブレットの25ページ、また、それは小学生なんですけれども、中学校は37ページになりますが、豊かな心・文化育成事業費についてお聞かせください。

心を育てるには、音楽というものとか、私は芸術は欠かせないと思っています。文化的なものもとても大切だと思っているんですが、今回、どのようなものが行われたのか、お伺いしたいと思います。また、その事業に関しまして、年何回とか、例えばコロナの中なので、体育館の中で全校生徒が一緒だったのか、分けてだったのかとか、そういったことも内容とともに教えていただければと思います。お願いいたします。

【天利委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 では、ただいまご質問のありました、豊かな心・文化育成事業についてお答えいた

します。

まず、小学校につきましては、芸術鑑賞事業といたしまして、年1回、今回、3校で実施を行いました。主に影絵のかかし座による鑑賞、芸術鑑賞、そちらの実施を2校いたしました。また、1校ではドラマパフォーマンス集団のLEDを使ったパフォーマンスなどを鑑賞したということで報告を受けてございます。年1回の授業になりますので、全校生徒、体育館に集めて実施を行いました。

中学校につきましては、小学校と同じような文化、芸術鑑賞のほうは実施してございません。部活動に対する補助金、また、進路指導に対する補助金となっております。

以上でございます。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 分かりました。文化といいますと、幅広く音楽もありますし、そういった影絵とかもあると思うんですけども、現実的なお話で、お聞かせいただきたいんですが、子どもにとってこういう文化の影響はとていいものというのも分かっていらっしゃって、こういうことの授業もやっていると思うんですけども、授業をする出演者とかでもそうですけども、これの基準といいますか、この方にお願ひしよう、このグループにお願ひしようとかという、そういった基準というものとかはあるのでしょうか。決めるに当たってギャラが発生することですし、いろいろな考え方があると思うんですけども、ごめんなさい、ギャラは俗語で、すみません。

そんな中で、子どもに対して、こういったものを見せてあげたいとか、そういったものはもちろんあると思いますが、現実的にそういったものの基準とか、言い方はいけないですけど、レベルといいますか、プロ、アマチュアとかもいろいろありますけども、そういった選ぶ判断、決定の基準がありましたらお伺ひしたいなと思いました。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 先ほどの芸術鑑賞等の基準というご質問でございましたけれど、特に基準といったものは設定しておりません。ただ、現場のほうも、子どもたちにとって質の高い、そういう芸術というのは、ぜひとも見せていきたい、体験させたいという思いは非常にあります。ただ、費用のほうは、1校当たり8万円と限りがございますので、その経費の範囲内で、なおかつ多様な芸術、今回は影絵という部分もあつたりというところでしたけれど、音楽ですとか様々、年度によって少しずつそういったものを変えていくということで、学校のほうも工夫されているというところでございます。

また、中学校については、先ほど芸術鑑賞はございませんでしたけれど、町としては。実は、国のほうで、こういった芸術鑑賞の機会を得るような事業がございまして、そういったものを活用して、吹奏楽の演奏、オーケストラの演奏を聞いたりとか、そういったことも、これはあくまで、申し込んで当選するかは国の部分になってしまうんですけど、そういったことも積極的に、こういう芸術に親しむというところで、学校も考えて行っているところでございます。

以上です。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 小学生からの声が特に、影絵とかドラムパーカッションがあつたということで私も聞いたんですけども、すごくすごく喜んでいて、それは本当にとていい事業だと思いました。ただ、欲

を言いますと、年1回というのが残念だなというのがあって、コロナ禍だからこそ、そういったものを求める大人も子どもも多い中、ギャラではなく費用と言い換えますけども、費用をうまく分散してとか、そういう費用の費用、ギャラのレベルによっても呼ぶ方が限りが出てしまうかもしれませんが、今後も続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

【天利委員長】 よろしいですか。大丈夫ですか。

他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 19ページの消耗品、これの購入の、定期的にこれは交換しているのかどうかということ、まず、確認させてください。

それと、あと就学援助、結構人数的な説明を受けましたけども、結構増えているのかなということで、前年に比べて増えている傾向というか流れ、前年とか、その前ぐらい、推移を増えている傾向なのかということについて、その要因というのがコロナの影響とかそういうのがあるのかどうかということについて、質問させていただきます。

それと、あと少人数教育推進事業です。小中あるんですけど、少人数学習のメリット、デメリットとこののを改めてお聞きします。あと、ついとらえたらあれなんですけど、少人数学級についても、メリット、デメリットとこののを、まず、お聞かせください。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 それでは、私のほうから、まず、少人数教育の部分のメリット、デメリットということでお話をさせていただきたいと思います。

もちろん、かなり少人数教育については、メリットが多にあるかなと感じておるところです。学級の規模というか、学習集団を分けて小さくすれば、その分だけ、一人一人の子どもたちにとっては発言の機会ですとか、表現の機会というのが多々、その機会は確保されるということはあるし、また、教員にとっても、40人、35人というところを見とっていく。そして、さらに、その個に応じた指導をしていくというところでは、その半分とかそういった部分になっていけば、また1つのクラスを2人で担当して、複数の目でということであれば、様々な子どもたちの面を見ながら、また、指導ができるというところで、非常に有効な部分であると思います。

デメリットとしては、やはり人材確保でございますか。それなりに教員というところを必要になってきますし、また、昨今の教員の確保ということは非常に課題になっておりますので、そういった部分では、なかなか非常にメリットがありながらも、そういった機会を確保していく、そういったものを広げていくというところは、部分的には課題になるかなと考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 西ヶ谷副主幹。

【西ヶ谷副主幹】 消耗品の机、椅子について、定期的に入れ換えているかということのご質問についてお答えします。

平成30年度から、随時、交換するものを定期的に交換しておりまして、令和3年度でほぼ交換のほうは終わっているところでございます。

以上です。

【天利委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私のほうから就学援助のほうについて、お答えさせていただきたいと思います。

まず、前年、令和2年度と令和3年度の比較をお答えさせていただきます。小学校の就学援助の関係になりますが、まず、増減ありますのが、準要保護の人数、先ほど、令和3年度が400人とご説明申し上げておりますが、令和2年度は423人、令和3年度はマイナス23人となっております。こちら、要保護につきましては、令和3年度が30名、令和2年度は36人ですので、マイナスの6人となっております。合わせますと、令和3年度は準要保護と要保護合わせまして430名、令和2年度につきましては、合わせて459名、マイナスの29名となっております。

中学校につきましては、まず、準要保護になりますが、令和3年度が207名、令和2年度が222名、こちらがマイナス19名で、要保護につきましては、令和3年度が20名、令和2年度が17名、こちらは3名となっております。合わせまして、令和3年度が、準要保護、要保護を合わせた数字が227名、令和2年度は239名、比較しまして、マイナス12名となっております。

こちらの傾向といたしますと、要保護のほうは、さほど変更、変わりはないのですが、準要保護のほうは、かなり人数が減ってきている傾向がございます。こちらはコロナの影響がここにあるのかというようなご質問もあったかと思うんですが、実は令和3年度になってくると、コロナがかなり感染が広まってから時期も過ぎてきておりますので、例えば、保護者の方の収入が落ちてきているなんていうことが、もう令和3年度の時点ですと、令和2年度の収入を丸々見てこちらは決定いたしますので、ある程度落ちたら、落ちたなりで落ちている状況かと思われまして、なので、ある程度落ちた金額のところ、既に最初から認定をするので、大きくそれから増える、増えないということは特になかったのかなと思っております。

逆に認定する内容のところ、よく見ていきますと、児童扶養手当、こちらを受給している方の人数がかなり減ってきているというようなことがございました。令和2年度については、児童扶養手当を受給されていた方というのが、小学校、中学校合わせてなんです、令和2年度で194名、ここが、令和3年度につきましては、マイナス20名になりまして、合計、令和3年度は合わせて174名という形でした。

そのほかのところ、例えば生活保護の実際の支給額の1.3倍が、経済的な理由で申請できるマックスとなっているところなんです、そちらの関係で認定されている方というのは、あまり大きく変更がなくて、令和2年度について、小中学校合わせまして416名、これが令和3年度は407名、マイナスの9名となっております。なので、あまりコロナの影響というのは、こちらとしては感じていないというのが担当の感覚でございます。

以上となります。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 机と椅子とかというのは定期的に交換ということで、あとは臨時的に、何かの影響で壊れた場合は、そこは臨時対応していくということで、それは、その辺のところを確認させてください。やっつけていると、やっつけていただかなければ、椅子とか机なんていうのは必要なものですから、

そこの辺のところを、はっきりと確認させてください。

それと、あと就学援助については、今のコロナの取り巻く状況は、そう影響はないんですけども、前年度よりは減ってはいるけども、いろいろな家庭の事情によって減ってはいるけども、基本的には変わっていないということは分かりました。ここで就学援助って、たしか小学校も、令和3年度か、小学校も就学前援助ということが始まったんですけど、就学援助に対して、親御さんたちの評判とかというのは、何かそういったものについては、ありがたかったとか、そういったご意見なんていうのはもらっているのでしょうか。その辺の就学前の評価というのをお聞きします。

それと、少人数学習、メリット、デメリットということで、あと、実をいうと少人数学級のメリット、デメリットも聞いたんですけども、次のあれで回答していただきたいと思いますけども、気になっているのは、自分も、デメリットで人材確保というところがあったんですけども、学校の先生に負担のかかるような教育の仕方だとなると、なかなか厳しいのかなと思ったんです。

ある県外の先生なんですけど、そういったところが、見守るというのが、非常に児童を見守ると、児童だとか生徒を見守るというのが非常に大変だから、その辺のところは何とかしてくださいということを言われたことがあるんです。その辺の点について、教育委員会として、学校の先生に対してどうふうに寄り添っていくかということについて、お聞きしたいと思います。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点、先ほどの消耗品の関係と、あと少人数教育についてということでお答えさせていただきます。

机、椅子の入替えについては、計画的に様々やらせていただいた中で、さらに年度ごとにおっしゃるとおり、徐々に徐々に、使用していけば老朽化していきますので、そういった部分の机、椅子については、調査のほうを毎年度させていただいて、必要な部分、その部分については、補正予算案のほうで、ご協力いただいております。

先日、各小中学校を私も回らせていただいて、今後の予算措置の部分、そういったヒアもさせていただいております。そういう中でも、机、椅子についてのお話もいただいておりますので、順次対応させていただきたいと思っておりますので、また、その際にはご協力よろしくお願いいたします。

それと、少人数教育の中で、少人数学級のほうです。学級については、やはり学級規模が小さくなれば、授業というような学習面の部分だけでなく、ふだんの生活面のところでも、子どもたちの変化を見取りやすくなりますし、そういったメリットも非常に感じています。また、子どもたちの人数が減れば、先生方の事務的な部分、子どもたちに運営に関わる、学級経営等に関わる部分も分担はさらにできますので、そういったメリットもあるかなと考えています。

ただ、先ほどの人材確保のデメリットの部分、ご指摘のとおり、我々も本当に人材確保を何とかしていきたいということで、様々努力をさせていただいております。ハローワークを活用したり、また、いろいろなところで、教員の方々の今、人材として雇用できるかどうかというところは、他の市町村の情報共有、人事課長との情報共有もさせていただいておりますし、また、湘南三浦教育事務所、そういったところの話も、こちらの状況も逐一報告しながら、人材についてもご紹介いただいたりといったこともしております。

そういった部分で、学校のほうにも、先ほどの予算要望のヒア等も、我々も行った中でも同じように、予算的な部分の観点からも、人材のところのお話もちゃんと聞いて、努力したいということで、退職された方も含めて、いろいろ手を変え、品を変え、様々な手段を、あらゆる手段を尽くして、今やっているところです。

ただ、教員の免許をお持ちの方が、もう絶対数が足りないというところがかなり社会問題としてもあるのかなというところで、教員免許を取得しやすいような、そういった教員養成のところも、これは国とかのレベルになると思いますけど、そういったことがないともうかなり工夫では限界に来ているのかなというような感じはしております。

以上でございます。

【天利委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 私からは就学援助の、入学前の新入学児童生徒学用品費の援助の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

就学援助等の制度は、もともとの何らかのご事情で経済的に困窮されている方々、そういう保護者の方に対する支援といった制度でございますので、町立の小中学校の入学に当たって必要となつてまいります学用品ですとか通学用品、ランドセルですとか制服など、かなり値段が高いものもありまして、それを事前に購入するに当たって、まとまったお金がどうしても必要になってくるということで、そういった意味合いから、こういった支援も必要であろうということでできた制度でございますので、ご利用いただいている方にとっては、非常に助かると、ありがたいということは、窓口にはらしていただいたお客様とお話ししている中でも、そうおっしゃっていただいている方もいらっしゃいますので、非常に意味のある支援かなと思っております。

これ、3年度の話じゃなくて4年度の話になりますが、それまでは新中学1年生の方、それまでは基本的に小学校6年生の3月の時点で認定されている方が受けられていて、年度が、4月以降になって事後の申請というものができないものになっていたんですけれども、小学校は、そういう意味で、途中で引っ越してきた方とかできたということもあって、そこは小中統一を図るという意味で、新中学1年生の方も事後の申請ができるようにということで、4年度からは制度を変えましたので、それは非常に助かるというお声の結果と私どもは考えておりますので、という状況でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 なかなか、少し前後しますけど、少人数教育のほうは、人材というか先生の確保が課題だということが見えてきました。今、先ほどもお答えいただきましたけども、実際のところ、補助をする先生方は、これは、今はもう十分にというわけではないけども、確保されているじゃないですか。その辺のところ、まだ不足、まだもう少し必要なかどうかということ、最後にお尋ねしたいと思います。

それと就学援助、今はいろいろな窓口で、そういった意見というのも聞いているということで、これは、中学校もかかるんですけど、小学校は結構まとまった、ランドセルとかとなると、非常にランドセルって今は高いじゃないですか。そういうのを含めて、購入費という部分では、この制度自体が始まって、確認なんですけど、これ、就学援助費ってたしか増え……、従来の補助額から、また、さらに増えた

かどうかというのを、最後に確認させてください。たしか増えたと聞いたんですけど、すみません、確認させてください。そこだけ、最後。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 少人数教育についてのご質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

少人数の今、配置の部分のところでは、様々町の協力を得て、少人数補充教員ですとか、少人数補助員とか少人数教育補助員とか、様々枠を取らせていただいて、活用させていただいております。ただ、そういった人材確保のところ、昨今は、また小学校の先生を中心に、産休、育休に入られる世代の方が多くて、そういった部分の補充も必要であったり、本当に人材確保というのは、まずは今いただいている枠をしっかりと活用するということが、まず大前提というところで、さらにそういったことが、しっかりと安定的にできるようになったときに、また現場のニーズを捉えながら考えていきたいと思えますし、何よりも、まず、よく学校の多忙化なんて、教員の多忙化と言われますけれど、そういった少人数の町独自じゃなくて、もう基本的に基礎定数自体を増やさないと、先生方の持ち時間数というのは非常にありますので、様々子どもたちの問題も多様化している中で、いろいろな課題にも、さらに対応していかなくちゃいけないというところでは、国のそういった部分も、基礎定数自体を増やしていくということは、現場としてもすごく声があるかなと思えますし、そういったところは要望活動、様々してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【天利委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私のほうから、就学援助費の新入学用品、特にこれは小学校の入学時のご質問かと思えます。

すみません。数字のほうがうろ覚えなところもありまして、傾向ということでお話をさせていただければと思っております。こちらは今、町のほうの基準とさせていただいているのが、国庫の補助金の金額、上限額を基準とさせていただいております。こちらは、ある程度、そのときの情勢に合わせて国庫基準のほうも変わってきているところなんですけど、こちら、令和元年までは今の基準の金額と違ったと記憶しております。現在が、5万1,060円が小学校入学時の上限額となっております。その前は、たしか1,000円ほど少ない金額であったと記憶しております。

これは令和2年度に改正がされて、今に至っているというところなんですけど、実は今、ここで国会のほうでも検討されておまして、就学援助費の新入学費については、小学校費は相当数上がるというような形で想定されておまして、大体5,000円ぐらい上がるのではないかと今、審議をされているところでございます。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員、大体よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 ページでいうと小学校費の18ページになります。ことばの教室はここでよかったです

よね。これは国のデータですけれども、10年間で、いわゆる児童生徒、義務教育の児童生徒が1割減りました。ただ、通級指導を受ける必要があるお子さんたちが、この間で2.5倍になっていますというデータがあります。寒川町では、通級指導教室に当たるところが、子どもの教室になろうかと思えますけれども、寒川町でもこういった増加傾向に実際あるのかどうかということと、実際、令和3年で、ことばの教室の通級指導を必要とした児童生徒さんはどのぐらいいらっしまったのか。

それから、これ、通常は普通学級に所属して、必要なときに通級指導を受けるという形になりますので、各学校ですとか、それから、担任の先生との連携、それから特に、今、小学校2校に設置されているんですが、要は中学校に上がる際の中学校の現場との連携、この辺の必要性については、党としても、これまでも訴えてきましたけれども、現状、今、どういう状態になっているのか、その辺をまず、お聞かせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 通級指導、本町では、ことばの教室と、通称で言わせていただいておりますけれど、本当に通級指導については、通常の学級での学習や生活におおむね参加できるんだけど、一部特別な指導を必要とするようなお子さんに対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の授業、指導ということで、通勤指導教室ということで行っている、一種の特別支援教育の1つということで、寒川町におきましては、平成8年から設置をさせていただいて、非常に歴史も長くなってまいりました。

そういった中で、当初から現在というところでは、徐々に徐々にそういったニーズが高まって、今もそういった部分で、当初よりもかなり人数が多くなっているところです。ちなみに、令和3年度につきましては、小谷小学校と一之宮小学校、2校に設置してございますけれど、計合わせて、103名のお子さんが通級指導ということで、昨年度、通われているということでございます。こういった中で、そういった増加に、しっかりとニーズ、1校だったところが2校という形で合わせながら、町も対応させていただいて、近隣の自治体の中では、そういった部分では、かなり充実した体制を取らせていただいているのかなと思っているところです。

また、連携というところでございますけど、通常級と合わせてというようになるところですので、そういった通常級の担任の先生とか、また、もちろん他校の部分の連携というのは、定期的に情報交換ということでさせていただいております。また、保護者の方に対しても、綿密に逐一、情報共有を担当の指導教員からさせていただいております。

それと、中学校に上がるというとき、これは小学校から中学校に、お子さんに関しての引継ぎということを行っております。卒業式の後に、小中の教員同士で、そういった機会を持って、情報交換ということをしかりとするとともに、また、小学校で、そういったものに関する資料というものを作成して、それをしかりとまた文書でも、中学校にも引き継いでいくということもさせていただいております。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、今、ご答弁いただいたように、寒川町は大分早い段階で、通級指導教室を開い

ていただいて、その体制の整備についても、しっかり行ってきていただいているというのは重々、承知をしているところですが、現実、令和3年で103名の方が、生徒がいたという中で、現体制の中でしっかりと、きめ細やかに、一人一人に合った、そういった体制がしっかりと整っていたかどうか。現場の先生は一生懸命対応していただいていると思うんですけど、ただ、数が増えていくと対応に追われる時間も限られていると思いますので、そういった意味で、しっかりと一人一人のお子さんに寄り添った個別の指導が、時間的な部分も含めて、しっかりと行われたのかどうか、その辺についてお聞かせください。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 様々なご配慮ありがとうございます。この通級指導につきましては、しっかりと国や県のほうから、教員のそういった部分の加配といいますか、そういった措置がされるところでございまして、子どもたち10名につき1名、教員が配置されるということですので、そういった部分で、子どもたちが増えた分だけ教員の枠をいただけるというところで対応させていただいています。

平成8年当初は、お子さんは19名というところから始まって、徐々に徐々に増えていって、今は103名と申し上げましたけれど、そういった部分で、変遷に対して、教員もしっかりと増員されていって、今、そういった指導体制をしっかりと構築させていただいているということでございます。ありがとうございます。

【天利委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかありますので、ご回答をお願いいたします。

まず、20ページと32ページで、グローバル教育推進事業費のところでお聞かせいただきたいのが、フォーリンランゲージティーチャー、FLTの方たちの、ぶっちゃけた話、1人当たり平均のいわゆる報酬額というのが幾らになっているのかというのを、まず、教えてください。普通に報酬だけで割ると、400万ぐらいになるんです。400万ちょいなんですけども、それで合っているのかどうかというのを教えてください。

それから、これは同じところでも関わってくるんですけど、これは全体を少し総括した形というか、俯瞰で見た形というのが、どっちが正しいかあれなんですけど、教育現場の話でお聞かせいただきたいんですけども、例えば、この間、たしかさいたま市の小学校の教員が、残業代の裁判で高裁まで行って、取りあえず、言っちゃうと負けている、残業代は認めませんよというような判決が今、2審まで出ていると思うんですけども、さっき、青木委員のときに、話の中で教員の成り手という話になったけど、これは多分、今、特例法で4%あらかじめ、残業代が載せられている給与の中で、教員の多忙化が進んでいくと、これは多分なり手がいないと思うんです。

それで、ある職員の方の娘さんが今年から、あるところで教員をやっているんですけど、聞いたら、最初、公民の授業を持っていて、公民の授業を持って担任を持ってないけど、公民の授業持って、さらに部活も持って、途中から歴史もやってくれとあって、今度、自分で歴史の授業を作るという言い方をします。自分のちゃんと授業を作っていくために、その資料をつくったりいろいろやるの

で、12時ぐらいまで残業している日もたまにあるというようなことがあるんです。

これは実際、聞いた話なので、1年目の子なので、なかなか慣れていないところもあるんでしょうけども、そういうところも含めて、今、例えば、寒川町の教育委員会を見ていると、うまく機能していると思うのは、例えば高橋さんをリーダーとして、いわゆる事務的とかプランニング的なことをやっていらっしゃる。黄木さんをリーダーとして、いわゆる学校現場としっかりと向き合っている。要は、分かりやすく言うと、民間企業でいうと、フロントオフィスとバックオフィスというのはしっかり分業されてできていると思うんです。

これ、学校の現場で、要するに、フロントオフィスとバックオフィスという考え方というのは通用するのか、要は、先生方は本当に子どもたちと向き合うためだけにしっかりとやっていく。これから部活も変わってくるでしょう。部活も変わってくる。それから、様々ないろいろ文科省から出てくる課題なんだ、あれやれ、これやれというのは、もう事務担当というのを何人も置いて、その人たちにやってもらうというような考え方というのは学校の現場になじむのかどうかなのか、教えてもらえますでしょうか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 ご質問ありがとうございます。教員確保のところ、同じ思いで、ご懸念いただいて本当にありがたいなというところがございます。

さいたま市の裁判ですか、そういったところも出していただきながら、過去に大分遡るところで、おっしゃるとおり、教員調整額というところで4%ですか、そういったものを支給するところで、残業代は基本出ないというような、そういったシステムが今、続いております。こういったところは国とか、そういった部分の所管になるところでございますけれど、そういった中で、今聞いた例はかなり、ええって私も驚いたんですけど、おっしゃるとおり、若い教員はノウハウがまだ少ないですから、どうしても一からつくるというところは、委員おっしゃるとおり、そういう部分は大きいのかななんて、私も最初の頃は、そういった部分で、よく教材研究をたくさんしていたなど。徐々にそういったものが蓄積されて、徐々に緩和されてくるんですけど、そういった部分での配慮は非常に大事だなと聞いていますし、おっしゃるとおり、そういった教員確保のところの条件、そういったところを本当に見直していかなければならない時期に来ているのではないかと、我々も本当に思っておるところで、そういったところは国等にも、しっかりと要望のところ、継続的に出していかなければならないなと思っておるところです。

先ほどおっしゃった、フロントオフィス、バックオフィスというところでの事務分担というところで、まさにおっしゃるとおりで、学校現場にもそれはなじむ部分もかなりあると思っています。ですので、例えば今現在、スクールサポートスタッフと言われるもの、そういった方を各校に配置させていただいています。これは国の措置の部分で、一時、コロナが蔓延し始めた頃から、コロナ対策、コロナの対策、感染防止のところでの業務も増えましたので、そういったところから始まりながら、事務的なことをやっていただける。また、町のほうでも事務補佐員を措置していただいているというところで、積極的にそういった先生方の事務的なところの部分、部分を担っていただいているところ、ところです。

ただ、いかんせん、どうしても教員じゃなきゃいけない部分、フロントオフィスの部分なんかは、ど

うしても増えている、授業をやっていかなきゃいけない、また、保護者、子どもの対応ということは、複雑化、多様化する教育課題の中では、そういった部分も増えていますので、おっしゃるとおり、事務的な部分の、本当に措置はありがたいところで、その部分を担っていただきつつ、先ほど申し上げた、フロントオフィスのところの基礎定数というところは、併せてやっていかなきゃいけないのかなと思っておるところです。

以上です。

【天利委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 それでは、F L Tの報酬額について、お答えをさせていただきます。

F L Tは現在8名、雇用しております。英語指導助手時代から4名、引き続きの雇用がございますので、若干報酬額には差がございます。新たにF L Tで雇用しました4名については、若干の差は、4人の中でもあるんですけども、大体平均しますと、月32万から33万円でございます。A L Tから引き続きのF L Tにつきましては、36万6,000円になってございます。

以上です。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 先に、フロントオフィス、バックオフィスの件は分かりましたので、そこは今後、また別のところで提案をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

F L Tの方たちの報酬額なんですけども、僕は広告会社にいたときに、隣の部署に、ある日突然、外資系の企業からクライアントごとチームが来たことがあるんです。これは何が言いたいかという、もう一つ言うと、ある部署の連中が、丸ごと外資系の広告会社にクライアントを持って行っちゃったことがあるんです。何が言いたいかという、割とドライで、そういう引抜きの世界が当たり前のようにある中で、例えば、寒川は本当にフォーリンランゲージティーチャーの皆さんがすばらしいんですよと評判になったら、僕だったら引抜きに行きます。分かりますか。

だから、これでいいのかなと、不満は出ませんでしたかという話も聞きたいなと思って聞いたんですけども、一番怖いのは、正直言って、これだけのノウハウを持った人たちが引き抜かれちゃうこと。場合によっては、さっき言いましたけど、ごっそりチームごと来るし、チームごとなくなるという可能性も十分にあるので、ある日突然、すみません、8人がどっといなくなる可能性だってなきにしもあらずで、そのために何かというと多分報酬なんじゃないか。それから、いろいろと待遇、いわゆる報酬というよりも待遇ということです。だと思んですけど、それについては、全く何も考えなかったのか、令和3年においては。そして、それを、令和4年のことは置いておいて、どうだったのかお聞かせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。おかげをもちまして、F L T、外国人指導者の部分、県内でも先駆けて行わせていただきました。ありがとうございます。

その報酬額も含めまして、システムというか、この体制を構築するに当たって、私も非常にいろいろ研究をさせていただきました。似たようなケースが、実は県内で、横須賀市さんが若干やられていたところがあって、横須賀市さんは、今の我々の報酬額より大分低い、ある程度低いのかなというところ。

額は申し上げられないんですけど、しっかりとそういった調査もさせていただきながら、あと、また一般的な、同じような業務の外国人指導助手のほう、そちらのほうの民間の求人等も見させていただきながら設定のほうをさせていただきつつ、さらに給与表も、昇給制度も整えさせていただいて、もともといた方々も、勤務時間が増えた分だけしっかりと昇給というか、そういった部分をしましたし、増額もさせていただきましたし、ほかの方たち、新規の方たちも不満のないように、ほかよりもいい条件の形で、おかげさまで、そういった体制を組ませていただいたというところで、ただ、今後もそういった人材流出というところは常に気をつけつつ、やっていきたいなと思っております。ありがとうございます。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 本当に結構ドライなところがありますので、本当にいい待遇のところがあったら本当に、ましてや、もう既にある程度、実績のある方たちなので、それを大切にさせていただきたいということだけ要望として申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

【天利委員長】 最後に、佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 令和3年度、教育元年という位置づけだったかと思います。木村町長の言葉だと思えますけれども、その中でFLTと、もう一つ、GIGAスクールだと思うんですけども、なので、GIGAスクールについては、かなりしつこく聞かせていただきます。

4点ほどあって、まず、1点目が、これは間違いなくあり得るなというところが、学校間であったり、教師間であったり、意識であったり、知識であったりの差というのは、これは必ず出てくることだと思うんです。そういったことについて、令和3年度、教育委員会としては、差を埋めるためにどのような取組をしていったのかというところが1点。

2点目が、これは恐らく令和3年度も導入されていたかと思うんですが、デジタル教科書で、これも何か学校間によって入れている科目が違うんですか。というところがあったので、それを、理由を教えてくださいたいと思います。

3点目が、GIGAスクールに対して、学校側からの予算的な要望であったり、意見であったり、もっと予算つけてくれとか、これを買ってくれとか、予算がかかるような要望というのはあったのかどうか、また、それに対して対応できたのかどうかというところが3点目。

4点目が、タブレットの持ち帰りについて、令和3年度、これは学校であったり、保護者であったり生徒であったり、また、コミュニティスクールであったりPTAだったり、いろいろなところから意見もらう機会があると思うんですが、持ち帰りについて、何らかの意見というのは受けているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 押味専任主幹。

【押味専任主幹】 1点目の学校間、また、教員間の差といったところについて、お答えをさせていただきます。

委員おっしゃるとおりで、令和3年度から本格的に、タブレットのほうの本格的に導入されたところなんですけども、我々のほうの認識としましても、教員の活用の差とか、あと学校間によって差が生じているというところは認識しているところでございます。

教職員の活用の差というところにつきましては、研修会、ICTに関する研修会を講じるところが非

常に有意義かなというところで、研修会をしております。また、定期的にICT支援員さんが導入されておりますので、その定例会を開催しています。その中で、情報交換を密に取りまして、学校間、特に、苦手としている先生方、そこにどうアプローチしていくかといったところを、支援員さんからの声かけとか、そういったところのサポートをお願いしているところであります。

また、学校間の差なんですけども、ここにつきましては、各校の学校の取組の情報共有といった場というのが非常に大事だと考えております。ですので、我々のほうでは、ICT担当者会というものを定期的に行っております。そこでは、各校の教頭先生が集まって、各校での取組とか、そういったところの内容を聞く場です。ですので、そういったところで、例えばある学校ではこういった良い事例をしているといったところを情報共有しながら、そこをほかの学校にも広げていける、よい取組を伝えていくといったところを取り組みつつも、学校間の差がないように取り組んでまいったところがございます。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点目の、まず、デジタル教科書についてでございます。令和3年度におきましては、こちらは国の実証事業でございましたけれど、そちらに町も積極的に手を挙げさせていただいて、小学校2校、中学校1校ということで、デジタル教科書を一部、導入させていただきました。一之宮小学校に社会科、五、六年生、小谷小学校に算数科、五、六年生、それから旭が丘中学校の英語、これは全学年ということで、令和3年度については、このように導入をさせていただきました。

こちらの部分の教科で、なぜこれを選んだのかというところで申し上げますと、例えば、旭が丘中学校の英語ですと、非常に英語の部分というのは言語ですので、例えば、まず、音声から言語習得というのは始まりますので、そういった音声に慣れ親しむ際に動画ですとか静止画と、そういったものにリンクを、デジタル教科書は入っていますので、そういったものを、非常に活用しやすい、親和性のあるような教科という捉えであります。

また、小学校については、それぞれ、また先ほどあった先生方によっても、特にどの教科と選ばなきゃいけなかったのか、取り組みやすそうな教科というところを考えていただいて入れています。そういったところで、デジタル教科書も今はいろいろな研究がされておりますけれど、特に活用しやすい教科、そうでない教科というのがあるんじゃないかと言われております。そういったところで、現場でも、これだったら取り組みやすいんじゃないかとかと、例えば社会科だったらいろいろな図とか、そういったものもあります。写真とかもありますので、そういうのが見やすくなるとか、いろいろ現場でも、子どものニーズとかそういった部分を考えて導入していただいたかなと思っております。

また、令和4年度については、さらに拡充して、実証実験にも参加させていただいているところです。

また、ICT関係、GIGAスクール構想の推進に向けての学校の要望というところは、先ほど押味専任主幹からもありましたけれど、定期的な担当者会とか様々、行っているところであります。また、あわせて、本当に日常的に教育委員会に、お電話いただいて、これはこうしてほしいんだけどとか、あとそういった部分を直接も加えて、ICT支援員さんを通じて、すぐその場で対応していただくとか、また、先ほど申し上げた学校の予算要望のところも、私ども担当者で回って、1個ずつ回ってお話を聞いたりしていますので、おかげをもちまして、今年度につきましても大型モニターとか、あとタブレット端末をさらに措置していただいたりとかというところで、そういったニーズに合わせてこちらも動い

て、また、ご協力いただいたというところがあるのではないかと考えております。

また、最後は、タブレット端末の持ち帰りについてでございますけれど、こちらについても、もともと臨時休業とか、そういった部分でやむを得ない場合に措置するというところでございましたけれど、さらに最近は広がってきて、不登校のお子さんにも十分、本人と、あと保護者の方とよく話し合いながら、それが行いたいというのであれば、そういった導入も図っていますし、また、持ち帰りというところでもやっていますし、また、今後、一般的な子どもさんたちの部分も、今、学校といろいろ話をしながら、今後そういった部分も行っていきたいというところで、いろいろ調整をしているところでございます。

また、その部分は、様々なまだ課題もありますので、それぞれのご家庭の通信環境とか様々そういったところもありますので、また、そういったところも考えていながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

【天利委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、デジタル教科書については、実験的な部分もありますかね、現段階だと。ということで、分かりました。今、答弁いただいた中で、全体的にかなり丁寧に答弁もいただいたところだし、教育委員会として、ここはすごく力を入れていただいているんだ、丁寧にやっていたというところは認識させていただきましたので、1点、最後の持ち帰りについて、まず、仮に、本格的なというか、全校的に持ち帰りが始まるようになると予算的な問題、何がかかってくるのか、どういった費用がかかってくるのか、見解をお聞かせいただきたいのと、あとは、持ち帰りについて、多分今まではオンライン授業のところも含めてということの意識もあったかと思うんですが、オンライン授業と家庭学習は全然違うのかなと思っていて、これから先、オンライン授業はもちろん考えなきゃいけないと思うんですけど、そこまで重要視しなくてもいいのかなと考えると、そこまで敷居が高くないんじゃないのかなと思っていて、今、課題というお話もありましたけれども、課題というのは、もう恐らく一般的なもの、多分全国的に同じような課題、町特有の課題とかじゃないと思うんですよね。なので、そういったことは早急に整理したり、情報収集なりは、しっかりしていただきたいと思うんですが、その部分についてお答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 押味専任主幹。

【押味専任主幹】 では、1つ目の持ち帰りに関するところの予算のところの件につきまして、お答えさせていただきます。

基本的には、今、町のほうで、導入しているタブレット、ハード面につきましては、特に、何か予算がかかるといったところはないというところで認識をしております。ただ、家庭に持ち帰るといったところで言いますと、家庭のWi-Fi環境といったものが必要になってきます。ですので、そういった部分では、Wi-Fi環境、そういったICT環境がないご家庭にはご負担をいただくというような形になるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

【天利委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 オンラインの授業だけではないんじゃないかというところのお話もござい

ました。いわゆる、恐らくは家庭学習との連携というところであるかと思います。今もeライブラリーという家庭学習のためのものもございますけれど、そういったものも、さらにもう既に活用はしていますけれど、子どもたちも。そういったものを、さらに持ち帰りになると、より意識して活用が進む可能性はあるかなと思います。そういったところで、家庭学習というところも、今後タブレット持ち帰りでもし実現していけば、そういった面での活用というところが、かなり出てくるかなと思います。

また、ただ、導入に当たってはいろいろ課題もあるというところで、そういったところの共通の課題、他の自治体さんも同じというところで、そういったところの情報収集は積極的に努めていくことを継続してまいりたいと思います。

実際に、担当の押味も、国の様々なICTに係る研修も、積極的に自分から申し込んで行ったりしていますし、また、我々、導入している会社さんですとか、あと、専門的な知識を持つICT支援員さんとも定例的に会議を持って情報を共有していますので、そういったところからも情報収集しやすくなっていますので、そういう、同じように抱えている課題というものをどういうふうにもたクリアしていくのかというところを、有効な情報がありましたら、どんどん活用していきたいと思っていますので、また、引き続き、努力してまいりたいと思っております。

【天利委員長】 これでは質疑を終結、打ち切ります。

これをもちまして、教育委員会、小中学校費の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

執行部の説明は、これが最後になりますので、皆さん、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、教育委員会、社会教育費以降について審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、よろしく願いいたします。

決算書につきましては、103ページから106ページの4項社会教育費でございまして、まず、1目社会教育総務費からご説明いたします。資料については39ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは、教育政策課社会教育担当の職員3名分の人件費でございます。

次に、資料の40ページ、社会教育委員活動事業費でございしますが、主な経費は、社会教育委員への報酬、県社会教育委員連絡協議会研修会、地区研究会等への参加旅費、神奈川県社会教育委員連絡協議会への負担金でございます。なお、令和3年度は、コロナ禍の影響により、県の研修会、地区研究会が全て書面開催に変更となったことから、報酬や旅費に執行残が生じてございます。

次に、資料の41ページ、社会教育関係団体活動支援事業費でございます。こちらは、社会教育活動を行う団体の支援を行うためのもので、町PTA連絡協議会及び町婦人会へ補助金を支出いたしました。なお、町婦人会につきましては、令和3年度は当初計画していた事業や活動を中止したものが多く、事業費の執行が補助金額に満たないとの実績報告書の提出を受けたことから、寒川町補助金の交付等に関する規則の規定に基づき、補助額と実績額との差額の返還をお願いしたことによる執行残となります。

次に、資料の42ページ、社会教育総務事務経費については、社会教育担当職員が会議や研修会等に出

席のための普通旅費でありますけれども、こちら中止や書面開催に変更となったものが多く、執行残が生じてございます。

次に、資料の43ページ、社会教育振興事業費については、令和3年度の新規事業として、グローバル教育推進事業と連動し、小学校3年生から6年生を対象として体験型英語施設、TGG、東京都英語村になりますけれども、TOKYO GLOBAL GATEWAYへの公募バスツアーを企画していたところでございます。事業の経費といたしましては、バス借上費用と参加者の施設入場料を予算計上し、当初は9月の実施を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3月に延期をしたところございましたが、やはり感染の再拡大により、事業を中止とせざるを得なくなったことから、執行残となったものでございます。

次に、2目文化財保護費でございます。資料は44ページをご覧ください。文化財保護事業費については、文化財保護委員に係る費用と文化財保護活動を行うための事業費でございまして、文化財保護委員及び発掘遺物の整理や報告書の作成補助等に従事した会計年度任用職員への報酬のほか、報償費は、岡田にございます大(応)神塚の発掘調査の指導者等への謝礼、旅費については、会計年度任用職員の通勤手当、需用費は文化財記録保存に係る写真プリント代などの消耗品費でございます。委託料は、大(応)神塚保存のための調査や開発等に伴う埋蔵文化財の調査に係る経費でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、3節の社会教育費補助金にございます埋蔵文化財補助金133万円は、開発などに伴う埋蔵文化財保護のために行う発掘調査に係る経費に対する国の補助金になりまして、補助対象となる経費の2分の1の補助率で交付され、記載のとおり、報酬をはじめとする対象経費に充当しております。歳入番号2、市町村事業推進交付金につきましては、歳入番号1でご説明いたしました国庫補助事業に随伴する補助として44万3,000円が交付され、こちらも報酬をはじめとする対象経費に充当してございます。

次に、資料の45ページ、文化財学習センター事業費につきましては、一之宮小学校内にあって文化財の保管、整理、また保護、啓発を行っている文化財学習センターの運営管理のための経費でありまして、報償費は、布草履づくり教室の講師謝礼、需用費の燃料費は暖房用の灯油代、役務費は電話及びインターネット回線料でございます。また、委託料はセンターの警備に係る委託料で、使用料及び賃借料は、センターで使用するコピー機の借上料、備品購入費については空気清浄機の購入費でございます。

続いて、資料の46ページ、文化財学習センター維持管理経費については、センター施設の維持管理に要した経費でありまして、役務費については施設の火災保険料でございます。

次に、3目公民館費に移ります。資料は47ページをご覧ください。公民館運営事業費でございます。町民センター及び町公民館は平成29年度から指定管理者制度を導入し、令和3年度は1期目の5年間の最終年度でございました。委託料については、公民館の管理運営を行うため、指定管理者へ支払う指定管理料でございます。備品購入費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各公民館の集会室や会議室などの主要な部屋へ空気清浄機を設置するための購入費でありまして、不用額については、その入札残でございます。

次に、資料の48ページ、公民館維持管理経費については、町民センター及び各公民館施設の維持管理に要した経費でありまして、需用費については、町民センターのエレベーター及び雑排水ポンプの修繕

料、役務費については各施設の火災保険料でございます。委託料については、PCBを含む変圧器等の処分に係る委託料、使用料及び賃借料は、北部文化福祉会館の駐車場用地の賃借料、工事請負費については、PCB機器を処分するため、変圧器の更新工事を行ったものでございます。

次に、4目図書館費に移ります。資料は49ページをご覧くださいまして、総合図書館運営経費でございます。委託料は、平成29年度から指定管理者制度を導入したことに伴い、図書館の管理運営を行うため、指定管理者へ支払う指定管理委託料でございます。令和3年度は開館15周年を迎え、コロナ禍ではありましたが、展示事業など、工夫を凝らした記念イベント等を実施いたしました。備品購入費については、こちらも新型コロナ関係の交付金を活用し、総合図書館の各階、フロアに空気清浄機を購入したものでありますが、1階のおはなしの部屋スペースでのおはなし会の再開など、利用者の安心・安全のためのサービス向上に向けた取組につなげることができたと考えてございます。

次に、資料の50ページ、総合図書館維持管理経費については、総合図書館施設の維持管理に要した経費でありまして、需用費の修繕料については、空調機修繕及び書庫の漏水修繕でございます。役務費については施設の火災保険料でありまして、公有財産購入費については、総合図書館は神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が図書館施設を買い取る形となっているため、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき、令和3年度分を支出したものでございます。

以上で、4項社会教育費の説明を終わります。

続きまして、予算書は105ページから108ページの5項保健体育費に移りまして、2目体育施設費からご説明申し上げます。資料につきましては51ページ、学校体育施設開放事業費をご覧ください。こちらは、小・中学校の体育館、グラウンド、南小学校ふれあいホール、そして、寒川及び旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費となりますけれども、需用費では、電子錠用カードキーなどを購入した消耗品費、光熱水費は夜間照明の電気料、役務費については施設の保険料でございます。委託料については、夜間照明機器の保守点検と校門の鍵管理委託に関するものでありまして、使用料及び賃借料については、体育館清掃用具の借上料及び電子錠の借上料、原材料費については、グラウンド補修のための砂などの購入費でございます。執行残については記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は31、32ページの中段、4節保健体育使用料でございます学校体育施設等開放使用料75万1,100円は、施設利用で利用者に納めていただいた使用料となりますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための事業休止により、予算現額と比較して減額となっております。こちらは、全額本事業費に充当してございます。

次に、3目学校給食費でございます。決算書は107、108ページ、資料は52ページの職員給与費をご覧ください。こちらは、町が小学校に配置する栄養士4名と給食調理員17名、計21名の人件費でございます。なお、栄養士の4名には、育児休業取得者の代替として雇用しております任期付職員1名を含んでおります。栄養教職員につきましては、各小学校に1名ずつ、計5名配置されておりますが、うち2校につきましては県費教職員が配置されております。

続きまして、資料の53ページ、学校給食総務経費につきましては、給食調理員を補佐し、また、給食調理員の欠員や療養休暇等に対し、会計年度任用職員である給食調理補佐員を雇用して補充し、学校給

食の提供を図るための経費でございます。報酬につきましては、給食調理補佐員21名分の報酬、職員手当等は、そのうち5名分の期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費は、給食調理補佐員21名分の労働保険料、社会保険料と通勤手当でございます。委託料につきましては、給食調理補佐員12名の健康診断を委託して実施した費用でございます。

次に、資料の54ページ、学校給食センター整備事業費については、小・中学校合わせた安全・安心でおいしい完全給食の実施を目指した学校給食センター整備のための調査研究、検討、設計を行うためのものでありまして、旅費については、県企業庁との打合せ及び視察旅費等、需用費の消耗品費については、視察時の手土産代でございます。食糧費については視察時の給食試食代として計上いたしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、情報収集方法を視察によらない手法で補ったため、執行残が生じております。委託料については、給食センター工事の設計委託料となりますが、こちらについては緊急事態宣言等の影響で令和2年度から令和3年度に事故繰越をしたものでございます。

次に、資料の55ページ、学校給食維持管理経費については、小学校5校で行われている自校式給食の提供に要する経費でありまして、報酬及び職員手当等については、事務補佐の会計年度任用職員1名に係るものでございます。報償費については、地産地消を進めるため、国庫補助を活用して配置した学校給食コーディネーターへの謝礼、旅費については、調理員や栄養士が受講する研修等への旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。需用費については、給食提供に必要な食器や消毒液、マスク等購入のための消耗品費のほか、厨房機器等の修繕料や、児童、栄養士、調理員が着用する白衣等の被服費、調理に係るガス代としての光熱水費でございます。役務費については給食食材の検査手数料、委託料については、栄養士及び調理員等に係る月2回の検便検査や厨房機器の保守点検、給食調理室の清掃及び害虫駆除をそれぞれ実施した委託料でございます。備品購入費については、配膳台や老朽化した給湯器の更新のほか、地場産品活用のための冷蔵庫購入を行ったものでございます。執行残については記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、4節保健体育費補助金にございます教育支援体制整備事業費補助金99万8,000円については、学校給食コーディネーターへの謝礼と地場産品用冷蔵庫購入費に充ててございます。

以上で、5項保健体育費の説明を終わります。

次に、資料の56ページをご覧ください。教育委員会3課が所管する歳入の一般財源分についてのご説明をさせていただきます。決算書は31、32ページの上段、13款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料1節小学校使用料の248万5,831円及び2節中学校使用料の148万7,783円は、行政財産使用料として学校に勤務する教職員などから通勤自動車駐車使用料などとして納入されたものでございます。同じく、3節社会教育使用料の6万3,274円は、こちらも行政財産使用料として、町民センターなど、社会教育施設における自動販売機設置等の使用料として設置者から納入されたものでございます。

次に、決算書は43、44ページの中段、16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入1節物品売払収入の文化財刊行物売払収入1,600円は、冊子「寒川の文化財」の売上収入でございます。教育史刊行物については売上げがございませんでした。

次に、決算書の45、46ページ上段の19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金の繰越明許費

繰越額繰越金 1億7,966万2,510円のうち、938万221円を備考欄に記載のとおり、令和2年度から令和3年度へ繰り越した事業費のうち、一般財源に係る部分として充当してございます。

次に、同節の事故繰越繰越額繰越金4,088万8,100円については、学校給食センター整備事業に係る設計委託において新型コロナウイルス感染拡大の影響で委託期間を令和2年度から令和3年度へ延長し、事故繰越としたことから、当該財源を全額繰越金としたものでございます。

次に、決算書の47、48ページ中段の8節雑入のその他、990円については、旭が丘中学校の公衆電話手数料でございます。なお、決算書に記載の額につきましては、他課等の分も含んだ額となっております。

以上で、教育政策課、学校教育課及び教育施設給食課所管の令和3年度決算の説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま、社会教育費以降について説明が終わりました。これより質疑をお受けしますが、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 51ページです。学校体育施設開放事業費なんですけど、こちらは、今年開放できなかった日数という、まず日数の確認と、前年に比べて、2年続けてやっぱりコロナ禍ということなので、そう変わりはないと思うんですけど、その辺のところをちょっと確認させてください。

それと、54ページの学校給食センター整備事業費についてお聞きします。給食センターについて、もう令和3年度で計画の予算も組まれて、給食センターが進んでいる状況なんですけども、食育について、いろいろと説明も委員会の中ではあったんですけども、給食センター化に向けての食育についての研究をどのように進めたのかお聞きします。

【水越教育施設給食課長】 では、まず、1点目の学校開放の日数ですが、学校開放については、おおむね、小・中それぞれ違いがあるんですけども、年間を通して学校開放が行われているのが通常でございます。ただし、おっしゃったとおりコロナの影響がありますので、令和3年度は、その中の171日、およそ年間の半数は開けなかった、ご利用できない期間があったところでございます。前年度の値は、ちょっとすみません、手持ちにないんですけども、前年度よりは若干回復したという印象です。

2つ目の食育、給食センターのオープンに向けての研究はいかがかというところで、今、検討部会というのを当然、教育委員会、学校、それから関係者を含めて検討部会をつくってしまして、その中で課題等を挙げて研究を進めているところでございます。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 ちょっとデータがないから、結局、ほとんど変わらないということなんですかね。その辺のところを体感的というか、具体的ではないので、何か感じているところをちょっと言っていただければよろしいです、そこは。

あとは、検討部会を開いて検討しているということなんですけども、課題についてということと、課題の中に、やはり食育という観点からいくと、自校式というのは全部手作りじゃないですか。その点について課題がやっぱりあると思うんです。手作りについて、全部がやはり手作りというわけにはいかな

いでしょうから、そういうところは検討されているのかどうかということについてお聞きします。

【天利委員長】 青木委員、手作りというのはどういうところを……。

【青木委員】 だから、給食の職員の方が直接作る、手作りでいろいろなものを作るけども、センターで機械的なものになってしまうのかなという意味です。

【天利委員長】 分かりました。そういう懸念があるわけですね。

【青木委員】 すみません。申し訳ない。

【天利委員長】 いえいえ。

水越課長。

【水越教育施設給食課長】 では、まず最初、ちょっと順番が前後しますが、食育と手作りの話のご質問をいただきましたけれども、手作りに関しては、給食センターでもこれまでと変わらないというよりも、形は変わりますが、手作りをを行うために当然、人員、それから設備、手作りとはいっても、手作りを支援する設備というのも、今とは違う形でしっかりと充実して用意して、今もう準備を進めているところですので、これまでと姿形は変わるけども、手作りというのは非常にしっかりとした施設が出来上がって、またその体制が整うという準備を進めております。

あと、学校開放については、令和3年度の利用状況を利用料という側面で見ますと、令和3年度の収入のほうは75万1,000円でございます。令和2年度の収入額が57万1,000円ということで、これは減免等の利用もございますので、単純に20万円程度回復したというところではございませんけれども、やはり利用するこま数に大体比例してくるところがございますので、若干の利用の回復は見られたというところがございます。

以上です。

【天利委員長】 青木委員、大丈夫ですか。

【青木委員】 はい、大丈夫です。すみません。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの49ページです。図書館費について、まちづくり寄附金の充当による指定管理料の図書購入費とあるが、毎年どのくらいの図書を指定管理料で購入しているのか、過去3年間の購入冊数があれば教えていただきたいと思います。

【天利委員長】 1点だけでよろしいですか。

山口副主幹。

【山口副主幹】 申し訳ありません。ちょっと過去3年間という冊数の数字は持っていないんですけども、令和3年度の実績といたしましては、図書購入は、総合図書館北部、南部分室を含みまして、6,001冊を購入、そのほかの寄贈・移管等で473冊の受入れをしまして、新たに総合図書館で……。

【天利委員長】 すみません、マイクをもう少しつけていただくと助かるんですが。

【山口副主幹】 申し訳ありません。じゃ、改めて。総合図書館と北部、南部分室を含みました受入資料の冊数ですが、購入が6,001点、これは図書と視聴覚資料、CD、DVD等も含みます6,001点で、寄贈・移管等は473点、合計いたしまして、令和3年度の受入資料は6,474点になります。

図書購入費につきましては、1,030万円を図書購入費として、令和3年度と令和2年度は委託料の指定管理料の中で購入をしております。

以上です。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。また、今回のまちづくり寄附金の充当、40万円では、どれくらいの図書を購入したのか教えてください。

【天利委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 まちづくり寄附金で40万円の寄附をいただきまして、書籍は91点、DVDは4点購入をさせていただきました。

以上です。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 図書館が魅力あるものであり続けるには、定期的に新しい本を入れていくことが重要かと思います。今後とも、図書の充実のほどよろしく願いいたします。

【天利委員長】 要望でよろしいですか。

他に質疑はありませんでしょうか。大丈夫ですか。副委員長は大丈夫ですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、教育委員会の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて決算特別委員会を再開いたします。

令和4年度の寒川町一般会計及び各特別委員会の決算につきましては、休憩前の教育費をもちまして、全ての説明及び質疑が終了いたしました。

この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり21日に行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 なお、審査中に請求の資料等の確認をいたしますが、これまで、請求につきましては、資料のほうは大丈夫でしょうか。皆さん、確認は取れましたでしょうか。よろしいですか。漏れはないですね。いいですね。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 一応、漏れないというところを確認をさせていただきました。

この後、委員の皆様には総括質疑の要旨をご提出していただくわけですが、要旨提出の締切り時間はいかがいたしましょうか。

横手委員。

【横手委員】 14時半ぐらいを目途にしてみたらいかがですか。

【天利委員長】 14時半ですね。ほかにご意見がありましたら。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 それでは、横手委員のほうから14時30分というお声がかかりましたので、総括質疑の要旨の提出は、本日の14時30分までに提出をお願いいたします。

なお、通告の提出に当たりましては、事務局よりお送りした様式をお使いいただきますよう、お願いいたします。全ての要旨が提示された後に決算特別委員会を再開させていただきます。何人の方から総括質疑が出たかとか、また、総括の順番を皆さんと確認したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩といたしますので、再開は15時といたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 それでは、15時まで終わりますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

各委員会の皆様から、先ほど、総括質疑の要旨について5名の委員の方から提出をいただきました。順番については要旨の提出順といたしたいと思いますが、よろしいでございましょうか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 それでは、順番につきまして、最初に横手委員、2番目に青木委員、3番目に茂内委員、4番目に黒沢委員、そして最後に佐藤正憲副委員長の順番で行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、皆さん、もうご承知だと思いますが、執行部との調整はしっかりと行っていただくよう、お願いを申し上げます。場所については、後ほど事務局のほうからL o G oチャットにおいてお伝えをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

あと、21日の予定を、ここで皆様にお知らせしたいと思います。21日は、朝9時に、一度この場にお集まりをいただきまして、決算特別委員会の開催をさせていただきます。その後、1時間ぐらい置きまして、10時より総括質疑のほうに入ってまいりたいと思いますので、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 それでは、21日の特別委員会は午前9時に再開をさせていただきます。その後、総括質疑は午前10時より行うことにいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議をこれで閉じたいと思います。最後に、佐藤副委員長より一言をお願いいたします。佐藤副委員長。

【佐藤(正)副委員長】 4日間、各担当課の審査、お疲れさまでした。あと最終日、総括質疑が残っていますので、しっかりと最後まで、みんなで取り組めたらいいのかなと思います。

それでは、本日はこれもちまして決算特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時02分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年11月25日

委員長 天 利 薫